

成績評価の方法と基準について

各科目の成績評価方法と基準については、学則と学生便覧により記載項目があり、それに準じて評価している。

学則より

(学習評価)

第18条 学習評価に関する事項は校長が別に定める※1。

(科目習得の認定)

第19条 各学年履修科目の修得認定は、次のとおりとする。

2. 各学年において出席時間数が、履修すべき授業時間数の5分の4に満たない者については当該科目の履修の認定を行わない。(ただし、状況に応じて補講等を行い履修の追加認定を行う場合がある)
3. 講義科目においては、学期末及び学年末における修得認定試験等を行い、合格者に対して当該科目の修得を認定する。
4. 演習科目及び実習科目においては、演習時及び実習時の学生の平素の成績を評価し修得を認定する。
5. 修得試験等成績評価については、別にこれを定める内規※1による。

※1別に定める内規

学生便覧より

(1)取得試験等成績評価に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、学則第18条および第19条に定める学習評価及び科目修得の認定に必要な事項について規定する。

(学科試験の種類)

第2条 ここで定める学科試験の種類は次のものをいう。

(1)科目試験

1. 終講した科目に対して行う終講試験。
2. 担当する教師が学科進行の途中で行う中間試験。
3. 実習における評価を実習評価。
4. 病気その他の理由で終講試験を受験できない場合に試験終了後に行う追試験。
5. 試験の結果、その得点が60%に満たない者に行う再試験。

(2)その他、学校長が必要と認めた試験。

(試験方法)

第3条 試験の方法は、筆記、面接、実技及びレポートなどによる。

(試験受験資格)

第4条 次のものは試験を受けることができない。

(1)各科目の欠席時間が出席すべき時間数の5分の1を超えるもの。

(2)試験開始後15分を過ぎた遅刻者。

(学習評価)

第5条 評価は原則として科目毎にその終了時に行う。

2. 就職年次生は就職活動に際して成績証明書が必要な場合があるため、前期終了日までに受講中の科目について中間評価を出し、証明書の前期評価欄に記入することがある。

3. 評価は科目試験、出科率、授業態度、課題・レポート状況などにより総合的に評価される。

4. 評価はS・A・B・C・Dの5段階とする。

5. 評価基準は次の基準に従って評価し、S～Cの評価のものについてのみ、その科目の修得認定を行う。

評価	基準
S	Aの中で特に優れた者、教務委員会で決定
A	3. による成績が80点～100点
B	3. による成績が70点～79点
C	3. による成績が60点～69点
D	3. による成績が60点未満

(追試験)

第6条 病気その他の理由で受験できない場合は、その理由を証明するものを添えて速やかに学校へ連絡し追試験願を学校長に提出しなければならない。

2. 追試験に合格しないもの又はレポート内容の不十分なものについてはD評価のままとなる場合もある。

(再試験)

第7条 学科試験の結果、得点が60%に満たないものについては1回に限って再試験を行うことができる。

2. 再試験を受験するものは、受験料1科目1,000円を事務局に納入しなければならない。

3. 再試験の成績はその得点が60%以上であってもすべて60%とする。